

再診料及び外来管理加算について

1. 再診料及び外来管理加算に関する議論

(1) 1号側・2号側意見書より(12月22日提出資料)

① 1号側

基本診療料については、同一サービスは同一の報酬との銀点から、病診格差がある再診料は、診療所を引き下げる形で院を引き上げる形で統一を図るべきである。
外来管理加算については、患者の視点に立って、懇切丁寧な診察・説明等を担保する「5分要件」の代替措置となり得る要件を設定すべきである。また、そのあり方については、禁止も含め必要な見直しを行っていくべきである。

② 2号側

3. 適切な技術料評価の診療報酬体系の確立

(1) 医師の基本技術に対する適正評価

初・再診料の引き上げ

2. 前回までの議論

○ 病院と診療所の再診料については、一物一価であることから統一すると
いうことでは、1号側と2号側の合意が得られたと判断する。
(平成21年12月16日 選議委員長)

○ 再診料の統一については、7/1点で揃えることを条件に同意したのであつて、点数を引き下げて統一することに同意したものではない。
(平成22年1月13日 安達委員)

2. 論点

外来改定財源0.31%という条件の下で、以下の2点についてどう考えるか。

(1) 統一後の再診料の点数設定。

(2) 5分要件廃止後の外来管理加算の点数設定や新たな算定要件。

地域の特性を考慮した診療報酬点数について②

第1 平成22年1月13日の中医協での議論

事務局案として、一般病床のみで構成される患者100人あたりの看護職員数が著しく少ない2次医療圏において、病床に対して必要な看護職員数が不足した場合の緩和措置を拡大して適用することについて提案したところ、以下のような意見があつた。

- ・地域で2次救急を行っているような医療機関は看護師確保が非常に困難である。1か月の猶予が3か月に延びるだけでもありがたい。
- ・地域で10対1をとっている医療機関は、看護師が確保できず15対1になつている。そのような医療機関にとつては非常にありがたい。
- ・データに基づいた議論をするべきである。医療計画などで自治体が調査した受診における県外流出入等のデータを活用して分析するべきである。今回のこの程度の分析では、診療報酬上の対応は見送るべきである。
- ・看護師確保だけでなく、経営や制度、医療制度を超えた問題である。この時期に至つて検討するというのは、反対である。
- ・地域の選定が困難である。事務局案の地域がイメージと異なるということがあれば、地域医療を考慮したことにはならない。今回はやめたほうがいいのではないか。
- ・現在の看護師の数だけでなく、医療の需要や道路等の整備状況も含め、検討が必要である。このレベルでトライアルをして仕方はない。
- ・2次医療圏の意味合いが変わつてしまつて。地域を検討する際の単位が2次医療圏でよいのかどうかの議論も必要である。
- ・過疎地で看護師を確保するのは、1か月が3か月に延びたところで、困難であることは、変わりはない。問題の解決にはならない。何か他のことで手当をすべきではないか。

次期診療報酬改定における対応案として、現在の事務局案では、不十分であるとの意見が多くった。また、議論の中で「なぜ、一般病床に限定したか」などの質問があった。

第2 検討内容と結果

第3 論点

診療報酬体系における地域特性の評価については、例えば、次のような点も考慮しながら、今後引き続き検討していくことが必要ではないか。

1. 質問も踏まえて、追加的に、療養病床を含む一般病院（精神科病院、結核療養所を除く）の1日平均在院患者数100人当たりの看護職員数を算出し、その数が少ない2次医療圏を割り出した。
(参考資料P1)
 - ① その結果、看護職員数が著しく少ない2次医療圏は3圏あつた。(静岡県賀茂保健医療圏、愛知県尾張中部保健医療圏、山口県柳井保健医療圏) (参考資料P2～4)
 - ② このうち愛知県尾張中部医療圏は、隣接している都市や医療圏に医療従事者が多く、結果的に看護職員数が少ない傾向にあるのではないかと考えられた。また、離島や山間地域等ではないため、過疎4法による対応もなく、他の医療圏と同様の条件にあるとは言えない。(参考資料P3)
 - ③ このうち山口県柳井保健医療圏は、人口当たりの看護職員数、病床数が多かった。また、離島を含んだり、医療機関の存在する島と本土の間は橋で繋がっているなど地理的には、比較的恵まれていた。(参考資料P4)
2. 以上、13項目提示分と合わせて11医療圏(うち静岡県賀茂保健医療圏は重複)を割り出し、個々の圏域ごとに検討した。その結果、7つの医療圏については、理解は得られたものの、実感とは異なるなどの意見もあった。
いずれにしても、地域の特性は多様であり、今回の資料だけでは、診療報酬上の緩和措置等を検討するほどの十分な示唆は得られなかつた。

- 地域の範囲やその割り出しの方法
- 医療機関の規模やその特性
- 職種やその配置